

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、次のとおり専決処分をする。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

鳥取県条例の規定中令和の元号をもって表記されるべき年又は年度であって、平成の元号をもって表記されているものについては、それぞれに相当する令和の元号による年又は年度に改める。

附 則

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。